

## 議案第7号

### 杉並区立子ども・子育てプラザ条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

### 杉並区立子ども・子育てプラザ条例

(設置)

第1条 子育て支援に関する事業を総合的かつ一体的に行うことにより、安心して子育てができる環境の形成及び子どもの健全な育成に資するため、杉並区立子ども・子育てプラザ（以下「プラザ」という。）を別表のとおり設置する。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(事業)

第3条 プラザは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業
- (2) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に規定する事業
- (4) 子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするための事業
- (5) 施設の利用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(休館日及び開館時間)

第4条 プラザの休館日及び開館時間は、規則で定める。

(利用することができる者)

第5条 プラザを利用することができる者は、子ども、その保護者その他区長が必

要と認める者とする。

(利用の手続等)

第6条 プラザを利用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の承認を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 第1条の目的を達成するについて、不適當であるとき。

(3) 営利を目的とするものであるとき。

(4) プラザの管理上支障があるとき。

(使用料)

第7条 プラザの使用料は、無料とする。

(設備の変更禁止)

第8条 第6条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、プラザの施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用の承認の取消し等)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの利用の承認を取り消し、利用を停止し、又は利用条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用の目的又は区長の指示に違反したとき。

(3) 災害その他の事故によりプラザの利用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、プラザの利用を終了したときは、直ちに利用部分を原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第11条 利用者は、プラザの施設及び設備に損害を与えたときは、区長が相当と

認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

2 別表に規定する杉並区立子ども・子育てプラザ和泉の利用の承認に必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

3 杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和45年杉並区条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表2 杉並区立和泉児童館の項を削る。

4 杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則別表第2（5）杉並区立和泉児童館の項を削る。

附則別表第4（12）杉並区立和泉児童館の項を削り、同表（12）の次に次のように加える。

（12）の2 子ども・子育てプラザ（登録団体使用料）

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				集会使用（1回当たり）		体育レクリエーション使用 (1時間当たり)	
				夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料	夜間 (午後7時から午後10時まで)	
						全面	半面
杉並区立子ども・子育てプラザ和泉	遊戯室	洋室	196.2	2,300円	1,000円	500円	300円

付記

- 1 使用時間を延長して夜間後の時間を集会使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。
- 2 体育レクリエーション使用する場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。

別表第2（12）杉並区立和泉児童館の項を削り、同表（12）の次に次のよ

うに加える。

(12)の2 子ども・子育てプラザ

名称	使用部分	区別	広さ (平方メートル)	使用料			
				集会使用 (1回当たり)		体育レクリエーション使用 (1時間当たり)	
				夜間 (午後7時から午後9時まで)	延長使用料	夜間 (午後7時から午後10時まで)	
						全面	半面
杉並区立子ども・子育てプラザ和泉	遊戯室	洋室	196.2	2,800円	1,000円	700円	400円

付記

1 使用時間を延長して夜間後の時間を集会使用する場合は、管理上支障がない限り45分間を限度として使用を許可し、この場合の使用料は、表に掲げる延長使用料を徴収する。

2 体育レクリエーション使用する場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。

5 この条例による改正後の杉並区行政財産使用料条例附則別表第4(12)の2杉並区立子ども・子育てプラザ和泉の項に規定する遊戯室及び同条例別表第2(12)の2杉並区立子ども・子育てプラザ和泉の項に規定する遊戯室の使用の許可に必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表(第1条関係)

名称	位置
杉並区立子ども・子育てプラザ和泉	杉並区和泉二丁目36番14号

(提案理由)

子ども・子育てプラザ和泉を設置する等の必要がある。